

第1回古平町議会定例会 第3号

令和4年3月17日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 5号 令和4年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 7 議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 8 発議第 2号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 9 決議案第1号 「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議について
- 10 一般質問
- 11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)
- 16 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会)

○出席議員（10名）

議長10番	堀 清 君	1番	木 村 輔 宏 君
2番	逢 見 輝 続 君	3番	真 貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高 野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山 口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	奥	山		均	君
教	育	三	浦	史	洋	君
総	務	細	川	正	善	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	満	子	君
産	業	岩	戸	真	二	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	関	口	央	昌	君
教	育	本	間	克	昭	君
財	政	湯	浅		学	君
	係					
	主					
	査					

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君	
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午前 9時47分

○議会議務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第5号ないし日程第7 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第1、議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算から日程第7、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までを一括議題とします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長からの本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会で行ったので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対の討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、次に本案に対する賛成討論を行います。

○6番（高野俊和君） 令和4年度の予算執行に当たりまして、いつ以来なのか反対がないようです。全員賛成ということで喜ばしい限りだと思います。賛成討論というか、一言私の感想の一端を述べさせていただきます。

初めに、本年度の予算執行に当たり、各課の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。懸案でありました庁舎建設もほぼ終了し、5月の引っ越しを待つばかりとなっております。少しほっとされたのではないかというふうに思います。当町の予算の編成においても落ち着いた予算計上となっております。

本年度の特筆すべき事業であります古平町立診療所運営事業特別会計が設置され、当町の医療を賄う体制が出来上がり、町民共々喜んでいらっしゃるところでありますし、大変要望の多かった介護医療院も18床併設され、大変喜ばれているようであります。また、当町の第1次産業であります漁業振興

に当たっては、エビ籠漁業改良補助金、また長い間の懸案であった藻場再生事業にも着手することあり、その成果に期待が高まるものであります。また、人口減少や長引くコロナ感染拡大の影響で販売力が低下し、苦戦が強いられている商店振興においても引き続きプレミアム商品券事業430万円の助成ということであり、状況によってはさらに積み上げも可能ということでもあります。

当町におきましても今後も150年広場、道の駅建設事業など、大変大事な進めなくてはならない事業があります。町長の行政執行方針でも述べておりましたが、古平町は財政規模が小さいため、一つの要因で簡単に悪化に陥ることもあるという不安定な財政状況で、余裕のある財政ではないと述べております。国の補助金や交付金を最大限活用し、その都度理事者側と議会が今のような選択をすることが町民や町運営にベストなのかということを考え、財政の確保のためにも時には厳しい判断をすることも必要かと思えます。長引くコロナ感染拡大で先行きが見えず、つらい世相でありますけれども、このようなときこそ行政、議会、町民が声を掛け合って進めることが大変大事だというふうに思っております。限りある財源を有効利用して予算編成を整えておりますので、執行することに賛成します。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 新年度予算、一般会計に対する賛成討論をいたします。

新年度予算編成に当たり、職員の皆様、大変ご苦労さまでした。前任者による最後の昨年の一般会計予算の討論に際し、私は町民本位の町政とは随分とかけ離れた異様な経験をした4年間だったと感想を述べました。一方的に進められた複合庁舎の建設については、次のように述べました。1つ、工事額が債務負担行為を議決した25億円をはるかに超えた額に膨れ上がっていて、議会無視の暴挙です。1つ、その巨額の税金のほとんどが地域に還流されず、何の役にも立ちませんでした。1つ、借金返済計画の資料も出されずじまいで無責任でした。議会にないしょで町民の意見を無視して進められた経過と完成後の性能などの検証は必要不可欠ですと締めくくりました。町長が交代して第三者的に経過を検証可能となりましたので、問題点の洗い出しを期待しています。

さて、新年度予算で古平町が納める消費税はおおよそ2億円を超えています。この金があれば10倍の仕事ができると言われていますが、国から入る地方交付税の原資になっているので、異常な仕組みと言わざるを得ません。自治体を含めた消費者が負担する消費税の納税義務は、中小零細業者ですが、苛酷な負担に追い込まれています。専門家によると、消費税の仕組みで最も不公平なのは輸出大企業に対する還付金制度です。中小零細企業は、たとえ赤字でも消費税を納めなくてはなりません。輸出大企業は消費税導入以来一度も消費税を納めたことはありません。国税庁によると、業者が納めた消費税の4分の1が大企業に吸い取られ、残りの4分の3が国の税収となっています。法人企業統計によると、大企業の内部留保は2020年度で約467兆円で、年々増えています。これに反して労働者の賃金は横ばいか下落傾向です。今年は、町職員の期末手当の削減に直結しました。流れを変えなくてはなりません。

古平町の、そして北海道の文化遺産の庁舎が惜しまれて解体されるに当たり、丁重な扱いを受けられるようにしていただきたいです。

町民無視で決定された道の駅事業では、通学路などの安全確保と防犯上の問題があります。複合

庁舎の向かいに設置される公園は、町民の目が行き届かない場所で、しかも道の駅や役場という不特定多数の方が出入りする防犯上問題のある場所です。ここに放課後の児童が利用する第3の居場所の設計に当たり十分な注意と配慮が必要です。一連の事業実施に当たっては、町民の意見をよく聞き、建設工事では町内業者に広く恩恵が行き渡るように期待しています。

そのほか個別項目では、消防団員の待遇改善が盛り込まれました。今年非常に遅れている藻場整備に着手しますが、事業の大幅な拡大に期待しています。また、後継者育成にも期待しています。異常なまでの過疎化を食い止める努力も緊急課題となりました。国保における未就学児の均等割廃止もその一つで、今年からスタートしました。既に道内でも中学生まで拡大する自治体が現れています。古平町も対象者拡大に努めるとともに、少子化対策に一層の努力が必要です。バスの減便、高齢者の医療保険料や患者負担の増など、過疎地に暮らす弱者が困ることが次から次と降りかかる中で、町民に寄り添う行政が求められていますので、職員の皆様にはくれぐれも健康に留意されて、仕事をしていただくよう祈念しています。

以上です。

○議長（堀 清君） 討論ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、本案に対する賛成討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 国保の会計に今年度賛成する立場から発言させていただきます。

大きな仕組みとしては、国保に対する国の責任が非常に後退している中で国保会計の切り盛りをせざるを得ないという状況に置かれています。長らく国保税は据え置かれて、負担増という、そういうゆゆしき事態を避けてきておりますけれども、一般会計からの繰入れなどを繰り返しながら今までやって経緯があります。大きく言えば国の負担割合を増やして、そして国保に加入している人たちの国保税の負担を引き下げていくと、そういう方向性が今望まれています。特に国保に加入している方たちの生活の状況というのは、収入が不安定な方たちを対象としている医療保険制度なので、その苛酷さは今までの議会の中でも明らかにされております。町におかれましては、今まで税

率は据え置かれてきておりますけれども、苛酷なこの実態を考慮に入れて、引き下げる努力をぜひともしていただきたいと、それを切に願います次第です。今年、先ほどの一般会計でも申し上げましたとおり、未就学児の均等割を廃止するというので、それが盛り込まれました。大変少子化対策にとっても一歩大きく踏み出した、そういう事業ですので、期待しているわけです。町におかれましてもさらにこれを拡大して、住民対応に当たっていただきたいと切に期待して討論とします。

○議長（堀 清君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

これから討論を許します。反対討論。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢者医療保険は、平成20年にスタートいたしました。従来から続いていましたけれども、高齢者が入院すると病院の経営が立ち行かないような、そういう仕組みにして、病院からの患者の追い出しが続いてきた次第です。わざわざ75歳以上という区切りをつけて差別をして、さらにそれを強化し始めたというのがこの保険制度のスタートでした。保険料については、2年ごとに改定されるようになりまして、北海道の後期高齢者医療の保険料は基本額が毎年上がってきています。前任者たちも認めていましたけれども、介護保険料もそうでしたけれども、うなぎ登りに上がっていく仕掛けになっています。認められない制度であります。本来は、この後期高齢者医療保険制度を撤廃して真っ当な対応をするような、そういう仕掛けが必要であります。長年地域や国のために尽くしてこられた方々を病院などでこういう冷たい扱いをする国はいかかなものかと常々思う次第です。また、今年10月から1割負担が2割負担に引き上がるということで、患者さんの負担がますます強化されている実態です。こういう国の方針には従うことができません。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

これに対する反対討論を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。

○3番(真貝政昭君) この簡易水道会計や公共下水道会計、その年度によりまして私の姿勢にばらつきがありますがけれども、今年はこの2つとも賛成という立場で意見を述べさせていただきます。

それで、この水道料金なのですからけれども、非常に高い料金で長らく設定されてきました。令和4年度の基金の状況を見ますと、順調にためておられると。それで、今後の事業展開のために必要だという説明で今までできました。命の水にまで消費税がかけられていると。これは許し難い行政の在り方だと思っています。地方自治体の範疇、力で撤廃できるものではないにせよ、飲み水にまで消費税、税金をかけるということは撤回させていかななくてはなりません。それまでの間、特に経済的弱者にとって非常に負担となっていくものの一つです。日常的に必要なものなので、その節約の仕方は今までいろんな方から伺ってきましたけれども、かなりの節約の仕方をしてしのいできているという状態です。町におかれましては、この水道料金の値下げというものをやはり追求していくべきではないかと思っています。簡水の会計ですので、起債の償還についても町の責任が結構入り込みますので、その中で水道料金の値下げというものを真剣に考えていただきたいと思う次第です。

以上です。

○議長(堀 清君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。

○3番(真貝政昭君) 簡水の討論でも触れましたけれども、水道と下水はセットになっています。それで、こちら料金としては全道的には高い位置づけにあります。過疎地域の公共下水道の在り方なのですけれども、都市部から過疎地に来て、公共下水道の普及率が低いか、高いかという点に関しますと、やはり高いところに興味が湧いてくると。人を呼び込む上においても、この普及率というものを高めていくためには高い料金を引き下げる努力がどうしても必要だと思っています。水道料金共々知恵を出して、そういう料金の低減に努力していただくよう述べまして、賛成討論いたします。

○議長(堀 清君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

本案に対する反対討論を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、本案に対する賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、反対討論を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、本案に賛成の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) まず、診療所の会計については、特別会計を設置して収支を明らかにするようにと求めてきた当事者でありますので、心から賛成の意を表します。

それで、掖済会が撤退してから前々任者は入院ベッドを備えた診療所の継続を目指して働きをかけ、それが実現しまして、2年目に内容を変更して診療所、日常的な平日の外来と、それから介護を目的としたベッドに切り替えるという、そういう契約に変更して2年目からスタートしたと。前々任者の議会でのこの診療所に対する思いは、あくまでも入院ベッドの復活を目指していくと、そういう発言がありました。今回のように介護医療院としてスタートしているわけですがけれども、前々任者が2年目に恵尚会と交わした内容が改めて定着したものだというふうに認識しております。この状態ですと、質疑の中でも発言しましたがけれども、救急車がこの診療所を当てにしていけないという状況が長らく続いてきましたし、これからも続くという、そういう状態が続きます。過疎が異常に進行している古平町にとっても、入院ベッドを備えた診療所の新たな追求といえますか、求め方が町長のほうには求められていると思っています。ぜひとも諦めないで、新たな事業展開も含めて町民の医療充実のために努力していただきたいと切にお願いしまして、討論とします。

○議長(堀 清君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第2号

○議長(堀 清君) 日程第8、発議第2号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第2号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 決議案第1号

○議長（堀 清君） 日程第9、決議案第1号 「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議についてを議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

決議案第1号 「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問は、山口、工藤、寶福、梅野、真貝議員の5名です。

順番に発言を許します。

最初に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 一般質問させていただきます。

町主催の行事についてということですが、本年の1月9日、2年ぶりに開催された成人式について先に少しお話をさせていただきます。準備の段階から式当日の運営等に至るまで担当職員の方々をはじめ町職員の皆様の尽力により、とても楽しい式典であったと新成人やそのご家族の方から声

が届いております。ただ、1点だけ、当日結構朝からそここの雪が降っていきまして、開会時の文化会館の駐車場はかなり雪が積もっておりまして、とても駐車が困難な状況でありました。また、ほとんど和装する機会のない出席者の新成人の皆さんは、相当歩きづらく、転倒の危険さえあった状態であったと思われまます。けがなどしてせっかくの楽しい行事が台無しにならなかったのは、無事終了できたことは本当に幸いでしたが、成人式に限らず、冬期の行事における駐車場の除雪等会場の管理に関しましては、参加者の安全や利便性を図る意味でもとても重要な問題であると思います。この件について町長の見解をお伺いしたいです。

○町長（成田昭彦君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

冬の行事、成人式に限らず、例えば小中学校の卒業式、あるいは消防団出初め式、そういったときには事前に雪の状況を見て除雪するよう指示してございます。ただ、今回の成人式は本当に謝罪しなければならないなと思っておりますけれども、今の複合施設の建設に伴いまして駐車場はこちらの山側のほうに五、六台しか止めれない、私どももそういうふうには確保できなかったものですから、海側のほうをあまり計算に入れていなかったというのが現状です。複合施設の業者がそうやって使っているものから、そういった中で考えていたところが夜間からの雪で対応できなかったということで、非常に成人者の方、あるいは父兄の方にご迷惑をかけたなというふうに思っております。ふだんですとそういった形で事前にそういった雪、除雪の関係は、対冬の行事に関しては実施していますので、これからもそういった形で進めてまいりたいと思っております。本当に今回の成人式については、そういった特殊な事情もあったということでおわび申し上げたいと思っております。

○8番（山口明生君） 今町長の答弁のとおり、確かに特殊な事情であったことは私も参加者の方も理解しております、ただやっぱりふだん文化会館に来る機会の少ない方や旅のほうから来られる方なんかも数名いらっしゃったのですが、どこに車を止めていいのかが分からないという状況もあったりして、特にこうやって工事をしている最中であると、ここ止めていいのだろうかというように構構いろんな方から聞かれました。止めていいのだけれども、入ると出られないよというぐらいの雪の状況の場所もありましたので、やっぱり特殊な状況にあるときにこそ連携や連絡が密になっていないといろんな弊害が起きるという問題もお話のとおりあると思っておりますので、今後の参考にしていただければと思います。答弁結構です。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 私は2点ほど町長に伺います。

最初は、津波について、津波対策ということで書いてありますけれども、政府が昨年末に公表した日本海溝、千島海溝を震源とする被害想定を公表されましたが、大地震、大津波が発生し、大津波が日本海側に来た場合について3点ほど質問いたします。

津波が逆流し、堤防を越えた場合の対策、それから沢江町から漁港までの防波堤にかさ上げを考えたかどうかという、これは私これで3回目の質問です。次に、沖町、港町、丸山町、御崎町など裏が山ですが、避難方法は。そして、国は冬の場合も想定しておりますので、その点も含めて考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の津波が逆流し、堤防を越えた場合の対策でございますけれども、工藤議員おっしゃるとおり、日本海側の津波想定、道が平成29年2月に公表したところでございますけれども、様々な場所での震源を想定して、何パターンかシミュレーションが示されております。それによりますと、古平町では津波の高さは最大で古平川で4.9メートル、第1波が到達するまで18分という予測が出ております。古平町としてもその予測を基に対策を立てることになりますけれども、基本的なスタンスはそういったハード面の整備は、財源上の関係なかなか簡単にはできないというのが現状でございます。そういった中で、とにかく津波の発生情報を入手したら、まず第一に避難することを周知徹底していかなければならないと考えております。その際は、まず自分ほどの避難場所にどのように避難しなければいけないのか常日頃から考えてもらうよう意識を高め、取組が必要であると考えております。また、災害時に全ての人が平常時と同じように行動できるとは限りませんので、執行方針でも申し述べさせていただきましたけれども、あくまでも自分の身は自分で守るという自助努力、それから互いに近隣住民で助け合う共助の重要性、こういったものをこれからも訴え続けたいと思っております。

それから、2点目の沢江から漁港までの防波堤のかさ上げでございますけれども、確かに前は高潮、高波の関係でかさ上げということで工藤議員質問されていたと思っておりますけれども、まずそういった中で答えさせていただきたいと思っておりますけれども、高潮、高波対策として今の段階では防波堤のかさ上げはなかなか、既存の今の防波堤にかさ上げして、それが耐えられるかどうかというのは非常に問題もございまして。そういったまた調査をするということになりますと多大な費用を要するということになりますので、この段階でかさ上げするというのはちょっと現実的ではないのかなというふうに考えております。別な高潮、高波対策としては離岸堤、今離岸堤沢江のほうから入っておりますけれども、あれもかなり昔入れた形です。離岸堤工事自体は道の事業になりますので、町としてもおかのほうに消波ブロック等を入れてきているわけでございますけれども、そういった中でやっぱり離岸堤の修復、あるいは増設等をまず優先してやっていかなければならないと思っておりますので、これは強く毎年度北海道のほうに要望しているわけでございますけれども、これからも根気強く要望して行って、それらの解決に向かって進めていきたいなと思っております。

それから、3点目、沖町、港町、丸山町、御崎町、この津波対策でございますけれども、東日本大震災以降町では津波からの一時避難場所を設定してございます。昨年の防災訓練でも津波の第1波が到達するまでに高台の避難所へ向かうのに危険箇所を通り過ぎることができたという結果が出ております。ただ、それはあくまでも健康な方であって、本町のように障害者や高齢者が多い場合では、まず取りあえずそういったことをこれからまだまだ調べて行って、データを積み重ねていかなければならないのかなと思っております。そこで、高台の避難場所ではなくて、まず一時避難場所へ取りあえず避難することを周知徹底していかなければならないのかなと思っております。

それから、町で指定しております一時避難場所の草刈りについては、4年度の包括業務委託で行うよう考えております。ただ、冬の対応でございます。これは本当に除雪が大変難しい問題でありますので、町としても本当に頭悩ませているところでございます。明確な回答はちょっとできない

のですけれども、できることならシェルターみたいな、どこかの町村でありますよね。山にシェルターかけるとかそういったことも考えていかなければならないのかとは思いますが、ただ財政上今の状況ではそういった形で進めていかざるを得ないのかなと考えておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 1点目なのですが、1点目、これは川の水が上まで上がるということになるというのはよほどのことでなければいけないと思います。そして、日本海溝、千島海溝というのは太平洋側にありまして、ちょうど議会の休みあった2日間ほどのときにテレビで放送してありましたこの日本海溝、千島海溝の最大の被害状況を想定したもの、それによると太平洋側の町村はほとんど全滅、それから東北の一部も全滅というようなことを2日間にわたって放送してありました。だから、そのぐらいの津波であれば、日本海のほうにも影響があるのかなというのがまず第一の考えだったのです。私最初太平洋側だけだったら、日本海に特別そんなにないのかなと思ったのですが、奥尻の地震のときも古平の港、何かすれすれぐらいまで水が上がってきたとかという話も聞いています。そういうのを考えますと、何かやはり対策をしたほうがいいのではないかと考えた次第です。

それからあと、2点目の沢江から漁港までの防波堤かさ上げということで、これで3回目と書いていますけれども、これは本当のことを言いますと、もちろん津波に関係はあるのですが、津波が来る前に、何年か前になりますけれども、沢江町に住んでいる独り暮らしの女性の方、ご老人です、その方からそのときに電話でなくて次の日に実は昨日大波が来て、そしてすごく怖い思いしたと。だから、何とかならないかということで、私その電話来るたびに行ってみたのです。そして、確かに波が上がった跡があって、そして大量の海からのごみが道路にずっと敷かされた状態だったのです。これだったらやはりちょっとしたのを建てて、そして少しでも波から守れるのでないかということで、それでかさ上げをずっとしていったらどうかという問題を今まで3回ほど提起したのです。前回前町長に質問しましたときは、質問の後数日後関係官庁のほうに話はしておきましたという話は聞いております。何とかこれをやって、少しでも津波とか高波から守るような方法、もちろん関係の役所だとか、あれを工事するといったら莫大な金かかったりするのだけでも、取りあえず打診してみるということも必要ではないかと思えます。

次に、沖町、港町、丸山の裏が山で、避難方法ということなのですが、確かにこれを見ると治山階段と書いてあります。結局山を検査するために上る階段が何か所かついています。しかし、これは避難する階段には向いていません。万が一逃げ遅れたりした場合にすぐそこに上れるように、これも相手が役所関係があることで大変だとは思いますが、やはりどこかに高齢者でも上れるようにスロープ的なものを何か所か造ってもらえれば、そしてそこに手すりつけてもらえれば、それで何とか何メートルでも高いところに上れるのではないかと、そう思っております。そして、国では冬も想定して、ほとんど冬を想定しているようなのですが、実際に丸山でも何年か前に雪崩があって、そして防護柵破って、そのうちのそばまで、それでも家にぶつからないで、二、三十センチ手前で止まったというのがありますし、沢江町でも土砂崩れがあったりしたこともありますし、そういうこともありますので、何とかスロープ的な避難路を考えていただきたいと思いま

す。そして、神恵内ではもう避難路を造りまして、そして冬のためにということで屋根に防雪シートをかけて、そして今造っているそうです。よそでそこまで進んでいるのですから、古平でも考えてみたらいかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まず、現段階では津波が堤防越えた場合、越波、そういった場合はいち早く避難する、そういったものを行政としてもまず今の段階では進めていかなければならないのかなと思っております。

それから、沢江から漁港までの越波、これも確かに私も過去若いときに、浜五の浜通あります。あれを波越えてきて民家まで来たという、何かその家の窓に板打ちに行った記憶ございますし、浜一のところであればくぼんでいる土場の辺りにまで海水が、その住民を避難させたという記憶がございます。ただ、そういうことがありまして、民家のあるところはある程度のこういった離岸堤、ブロック等を入れてございますけれども、沢江のほうについては民家が少ないということもあるのか、その辺も含めて道のほうには、これは本間町長時代からも要望には行っているのですが、けれども、なかなか順番がどうなのか、そういったものでまだ進んでいないというのが現状でございます。

この避難場所、沖町、港町、言わば山側、こういったものについてはもう一度点検するところは点検して、手すり等簡単にできるものであれば私どもも見ながらやりますけれども、確かに神恵内で本当にシェルター等をやっていますけれども、それを見ながら検討してまいりたいと思っておりますけれども、なかなか現段階では難しいのかなと思っておりますので、その辺でご理解いただけたらなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 1点目、逆流して堤防から越えるということを私申し上げておりますけれども、もし万が一これが起きますと、津波が引かない限りは古平町、水の中で暮らすこととなります。これは大変なことだなと思っております。

次の沢江からのかさ上げの件につきましては、やはり前向きに考えていただきたいと。

そして、沖町とかその他の町内の避難の先ほど言ったようなすぐ裏で逃げれるというようなとか、逃げ遅れた高齢者たちがそこですぐ逃げれるとかというものをやはりどこかにつくって、安心させていただきたいなと思っております。

そして、この防災ハンドブックというのが今年また出ましたけれども、これ見ましたら、2018年のやつもあるのですけれども、中身まるっきり同じで、ただ新しく、私今朝全部調べてみましたらほとんど同じです。これだったら何も意味がない。例えばこういうところはこうなっているよ、ここはこうなっているよとかというのちょっとでもあるのかなと思ったら、ほとんどないような状態で、やっぱりふだんから例えば今まで指摘されたようなところだとか、そういうところを実際に自分の目で確かめて、そしてこういうのに載せるとか、それから行政の中でやっていくとか、今後そういうことをやっていただきたいなと思っております、まずこの質問は終わります。

次に、地域担当職員と町民に関わるということ、各町内に担当職員が数名おりますけれども、月に1回程度年齢に関係なく一人暮らしの家庭や高齢者夫婦宅などを訪問して近況や体調、それから相談事などを話し合うことで役場職員と町民の間が近くなり、町民も安心するようになると

思います。町民は、役場職員の名前、顔が分からない人がほとんどです。実際に役場に用事あって来るといふ人といふのはなかなか今いないですし、大抵の人に役場にどういふ人いふのですかと聞かれるのです。せめてこのぐらゐのことをできないか、今後の考へ。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員おっしゃるのもっともだと思ひます。私どもぐらゐの小さな町ですと、やはり町民から役場の職員の名前、顔をきちつと認識してもらふ、それは当然のことだと思ひております。それが親しみの湧く役場なのかなと思ひております。私も町長選挙立候補するに当たつて対話と融和、町民参加といふことを掲げてござひます。これは、地域担当職員制度云々に限らず、役場の職員やつぱり現場に出つて、町民と対話する、そして情報をもらつてくる、そういったことが一番大事かなと思ひておりますので、その辺は本当に工藤議員おっしゃるまでもなく、どんどん進めていきたいと思ひます。

ただ、この地域担当職員につきましては、特に今コロナ禍で町内会も総会等を開いていない、開かれないよふな状態ござひまして、そういった出席もできていないよふな状況ござひます。年1回要援護者宅の訪問とかやつてはいますけれども、そういったものもできないよふな形となつてござひますので、町内会長と実際に会つて町内会等の課題等、そういったものを話し合つたり、回覧物等を会長宅に配付をするときにもそういった問題何かないかとか、そういったものを聞いてくるよふには3月の課長会議でも指示したところござひますので、もし本当にそういったことありましたら役場のほうに教えていただければ対応していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（工藤澄男君） 私も今町長言つていましたよふに町内会の例へば総会などで来てもらつていふのです、今でも。ただ、今は開くことができませんので、この問題を提起しようと思つたのですけれども、開くことができなくて、それで今日ここに書いたといふことなのです。そして、実際に古平の場合も結構孤独死したり、それから病気で具合悪くなつた、どうしても今度は近所の人にはつていつても車で病院に送つてもらつたとかいろんな話聞いています。そして、あるご夫婦のお宅では、奥さんが1時間ぐらゐちよつと家から離れた隙に旦那さんが亡くなつていたと。それも孤独死だとして、ちゃんと警察なりが来て調べると。とにかくそういうの、例へば孤独死を早く見つけてやれるといふのもこの見回りの中にあると思ひます。実際に私ごとですけれども、ほほえみぐらゐで4日も5日も亡くなつていたのが分からないで、そして人に見せられないぐらゐ腐敗した遺体があつたのです。そういう事件がありました。火葬場に行つても、兄弟2人いたのですけれども、兄弟にも顔は見せられないといふぐらゐ腐敗している。だけれども、実際に亡くなつたところにはいっぱい人がいて、隣近所があつて、さらに共働の家の方々もいっぱい働いている。そういう場所でもちよつとしたことで4日も5日も分からないとか、とにかくそういうのを早く見つけてやるとか、そういうのも含めて担当職員の方々に活躍してほしいと、そう思ひています。

実際に今までもうちの町内の担当職員の方結構総会に顔出してきて、そしてどうしても総会ですから終わると一杯飲みますけれども、一杯飲みながらいろんな話しして、こふなのだけれどもと言つたら、そしたら今度こふいふふうにしてやるわとかといふのがあふるので、町内ごとでその町内の担当者が動いてくれれば、声かけ訪問以外にこふいふこともしたら、なお一層町民と役場職員

間が近くなって、うまくいくのではないかと思うのです。

終わります。

○議長（堀 清君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、3番目、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） まず、1点目、ゼロカーボンシティについて質問させていただきます。

古平町は、令和2年にゼロカーボンシティ古平宣言をしています。今回町政執行方針でそのゼロカーボンシティの取組としてリフォーム支援補助事業を上げておられましたが、それ以外にも長期的なプランも進めていると思います。現段階での進捗を教えてください。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

確かに令和2年の2月に2050年までに町内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、要はゼロカーボンシティ宣言をいたしました。道内的に見ますと、私どもが初めてかなと思いますけれども、38自治体ほどが今宣言してございます。最近ですと留寿都村が宣言したのかなと思っていますけれども。それを宣言するに当たりまして、平成31年3月に古平町地球温暖化対策実行計画を策定してございます。令和12年ですから七、八年後までには町の公共施設から排出する温室効果ガスの排出量を平成25年に比べて40%削減するという目標を掲げております。また、その地球温暖化対策実行計画の区域施策編といたしまして、古平町地域エネルギービジョンを令和2年の1月に策定したところでございます。

現時点では何をどれくらい進めているかといえば、二酸化炭素の排出量を抑制するための最たる施設であります複合施設の建設に取り組んだだけということになります。これからは、その複合施設の完成を機に町民に対してゼロカーボンに対する普及啓発、これがまず大事かなと思っております。そのほかには公共施設の整備等で二酸化炭素の排出削減に取り組むほか、二酸化炭素の除去量の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。例えば町有林での森林環境整備事業等ございます。そういったものを継続しながら、森林の持つ多面的な機能を利用して二酸化炭素を吸収するということを考えております。それから、先日の北海道新聞に藻場のCO₂吸収が森林の2.4倍くらいに当たると出てございました。それは、開発局のほうで今釧路港沖の事業等でやっているわけでございますけれども、今北海道でやっているのは釧路と函館、2か所ぐらいなのですけれども、これらの情報も開発に向いて入れながら、そういった対応ができるものであればこれからのうちの藻場事業に対してこういったこともできないのか。今海藻などにCO₂、二酸化炭素を取り込ませるブルーカーボンという方法なのですけれども、そういった方法もあるというので、その辺も調べながら進めていきたい。そして、まずは町民にこのゼロカーボン、こういったことをやりましょうということで、これは普及活動を実際に行っていきたいなと思います。これも新聞なのですけれども、

3月11日の道新に「いずみ」と、大体毎日読んでいるのですけれども、その中で、ちょっと読ませてもらいます。老人夫婦世帯、2人なのですけれども、その中で数年前から室内を20度前後にしていた。今年はさらに下げて日中18度くらいで過ごしているということです。その中で、過去の使用量と比較した夫がCO₂排出量を何百キログラム減らしたとうれしそうだったと。そういった暮らしの中で、今灯油代も高いですから、温度を1度、2度下げることによって灯油や電気の使用量は減らせると分かったし、別に生活がひどく困ることはないというようなことを書いていましたけれども、そういったものをマニュアルづくりながら、やはり1件1件町民がどのように対応するのか、そういった普及活動も力を入れてまいりたいと考えております。

○4番（寶福勝哉君） 今後町民に対して周知をしていくというのは分かったのですけれども、まずこのゼロカーボンシティ宣言したこと、北海道初というところで、今環境省のホームページクリックしてもらえれば分かるのですけれども、まず取りあえず古平町の名前がぼんと一番上に出てくるようなデータといただけますか、そういうのが出てきます。やはり注目度というのは高いと思うのです。そういった観点から、町民にアピールもちろん重要ですし、進めていっていただきたいのですけれども、今町長言われたように新庁舎のZEBのそういう新たな施設できました、古平町は。そこでちょっと調べたのですけれども、例えば北海道建築賞委員会という委員会がどうやらあるらしくて、それで要は自治体が建てた建築物が優秀であればそれに対して賞がもらえるという、そういう仕組みだとは思っているのですけれども、それで夕張の複合施設のりすた、深く調べていないのですけれども、だとかあとニセコの役場庁舎も受賞していて、そういった部分で賞を取ることによってアピール、古平の魅力度を上げるという観点から、そういった動きもしていいのかなと思っています。実際古平の新庁舎に関しては、本当に全国的にも誇れる建物できたと思っていますので、ぜひそういう町民だけではなくて外に対してのアピールというのもどんどん進めていっていただきたいなと思います。

取りあえずこのゼロカーボンシティについての質問は終わります。

続きまして、2つ目、デジタル田園都市構想についてということなのですけれども、今国が地方創生の一環として進めているデジタル田園都市構想では様々な交付金が受けられるような施策となっておりますが、現段階で古平町はこの施策に対してどのように活用していくのか考えているのかを教えてください。

○町長（成田昭彦君） 2点目のデジタル田園都市国家構想についてでございますけれども、これはもともと岸田内閣、総理が目玉として、地方創生の一環として、その核として華々しく立ち上げた割には何か進んでいないのかなという気がしてございますけれども、現在国が進めているこういった都市構想、国家構想でございますけれども、デジタルのインフラ整備、それからITサービスの整備で地方の利便性を高めるというのが目的かなと思っています。そのためには5Gなどの高速、それから大容量通信が前提となる光ファイバーですとか、スマート農業、GIGAスクール、遠隔医療、それから今はテレワーク、それからデジタルでの人材育成等の交付金が創設されております。そういった中で古平町の現状での課題として考えますと、国が進める全ての施策が本町に適していると思っています。ただ、それによって都市との差が縮まるかといったら、なかなか簡単

にはそうはいかないのかなというふうに思っております。今たまたま古平町で実施しているのは、小中学校での1人1台のタブレット端末を整備しております。それによってGIGAスクールを実施しているということもございますけれども、今は非常にこのコロナ禍で役に立っているというふうに思っております。長期的なプランも進めてということもございますけれども、現段階ではどの分野に何を導入するか具体的に決めておりませんが、時代の流れとしてデジタル化は必要であると考えておりますので、真に必要なものを見極め、時期を逸することなく検討課題として考えてまいりたいと思います。

国のデジタル田園都市国家構想のイメージがちょっとまだ曖昧なのかなと私自身は考えております。やっぱり行政サービスや学校教育などのデジタル化を優先的に進めていかなければ、地方で働き、暮らす人生を当たり前で暮らせる、そういった社会生活をつくる政策の実行が必要だと考えておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○4番（寶福勝哉君） この交付金に関しては、実際動けていないという言葉はちょっときついかもしれないですけども、そういう状況にあるのだと判断するのですけれども、実際今町長おっしゃられたように国がまだうやむやな状態ではないかという判断だったのですけれども、それこそそこを逆手に取って交付金を引っ張るような気合がないと、ちょっと厳しいのではないかなと思うのです。

実際この交付金ほかの自治体でどう動いているのかと調べたところ、結構古平にも使えるような内容というのがちらほら出ていまして、例えば先ほど工藤議員が2番目の質問で高齢者の孤独死について挙げていたのですけれども、長野県の大鹿村というところ、スマートスピーカーと、今アレクサとか要はスピーカーに声をかけて、それが反応してくれるという器具があるのですけれども、それを高齢者宅に画面付きのスマートスピーカーを設置します。その画面とスピーカーでその村が日々の生活のやり取りだったりとか、村からのお知らせだとかをどうやらそういうものに活用して、さらに今コロナ禍でもありますから、独りで住んでいる高齢者が家族だったりとか、子、孫からのメッセージだったり、写真だったりをやり取りできると。さっき町長が工藤議員に対して言っていた内容の中で、町職員が足を使って声がけしていくという内容あったのですけれども、そういう労力って結構時間的にも、ほかの仕事もありますし、なかなか難しい部分も多少はあるのかなとったりするのです。ただ、こういうデジタルなものを使えるのであれば活用していくべきだと。実際そういう孤独死の問題があります、こういう交付金があります、ならちょっと考えようではないかというふうになっていってほしいなと思っております。

あとは、ほかの自治体で兵庫県の相生市、鳥獣被害の可視化を活用した対策で、要はイノシシだったり、鹿の駆除にこの交付金を使って役立っているようで、その被害額とかも、ちょっと金額失念しましたけれども、確かに減っていますし、そういった活用、古平町でも使える交付金だと私は理解しております。こういったものをちょっと利用して、今後古平町の未来を明るくものにしてほしいなと思っております。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員おっしゃるのもっともだと思います。今国の動きとして、先ほどのゼロカーボンの関係、それから今の田園国家構想ですけども、こういった中で大幅に交付金あ

るいは補助制度が変わってきております。もらえるものはもらう、その中でやっていくというのはこれ行政の当然のことでございますので、そういった中ではこういった交付金を活用しながらの事業ができるのであれば、どんどん前向きに進めていきたいと思っておりますので、そういったことをご理解願いたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） まず、空き家の雪害対策についてお伺いいたします。

予算のほうでもいろいろと空き家の話は出ておりましたが、先日小樽や江別で空き家が雪の重みで倒壊するという事案が発生いたしました。当町においても港町のあの建物は危険だから、何とかならないかという声が町民の複数から私のところへ届いております。最近は天気が非常によくて、その雪も大分解けてきています。がしかし、かなりひびが入っていたり、斜めになっていて、玄関もほとんど斜めという感じであります。これを今年並みの雪が来年度襲ってしまえばどうなるかということ考えたときに、これに対しての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の空き家の雪害対策について答弁申し上げます。

空き家といいましても個人の財産ということになりますので、個人が処理するというのが大原則でございます。ただ、町としては、法的に個人の財産に対して手を出せないというのがまず第一前提でございます。そういったしゃくし定規に物を考えれば町は何もできないということになりますけれども、現実的には近隣住民が被害に遭う、迷惑しているような場合は、所有者に連絡して処理するよう促してございます。そうすることで実際に処理してくれる方もおりますけれども、今年度に限って申し上げますと1件、町外に居住している方でございますけれども、連絡することで雪下ろしをしてくれたというケースもございます。逆に配達証明付きの郵便で現状の写真つけて処理を依頼しても受け取りを拒否する、そういった方もおるのは現実でございます。今の議員おっしゃる港町の家もそういったことで実施したわけでございますけれども、そういった形で拒否されるということで、やむなく開発のほうに連絡いたしまして、あそこを通行止めにしていただいたという経緯でございます。ただ、私もあそこ毎日見ますけれども、何か家が前に傾いてきているような感じなのです。このまま放置すると、本当にこれから雪降ったらあのまま歩道まで倒れてくるのではないかなという心配もしてございますけれども、根気強くまたそちらのほうに、所有者のほうに求めていきたいと思っております。

今後も空き家に対する苦情等が発生した場合は、まず所有者へ連絡、それから不明であれば関係者を探して対応してまいりたい。その被害といえますか、それらを総合的に勘案して、どうしても隣近所に危険だ、そういったものであれば役場が応急的に対応していかねばならないのかなというふうに考えていますので、そういった雪害対策を、空き家対策を考えていきたいと思っております。

○5番（梅野史朗君） 言っている建物は分かりますよね。ここのことを言っているというのは分かりますよね。把握していますよね。今のこの把握していますよね。ここの建物については、なかなか連絡がつかないということであれば、多少ちょっとずれるかもしれませんが、特定空家等緊急安全措置作業手数料というのは対応にはならないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 現段階では考えておりません。ただ、これから先を見るとむやみにただ、屋根の雪だけではない建物自体がもう傾いてきている状態ですので、それを壊すということになると今度今拒否されて、配達証明つきで出して拒否されていますけれども、その辺も進めていかないと、町でやれ壊した、後からの問題ということも考えられますので、その辺十分考慮しながら進めていかなければならないのかなと思っております。

○5番（梅野史朗君） こちらの問題については分かりました。ただ、住民には被害が及ばないようにくれぐれも細心の注意をお願いしたいと思います。

次は海のまちクリニックについてでございます。海のまちクリニックにはレントゲン、CTといった設備がございます。技師が不在であると聞いております。器械があっても技師がいなければ宝の持ち腐れであると言う町民の方もいらっしゃいます。現在の海のまちクリニックのこの問題についての対処と町長の今後考える方針についてを伺います。

○町長（成田昭彦君） 2点目の海のまちクリニックについてでございますけれども、まず現在レントゲンにつきましては、週に1件程度必要に応じて医師が撮影しております。ただ、医師が専門でないので、その辺やるについても胸部の撮影、それから肺炎等の診断、それから関節を除く部位、例えば腕ですとか大腿部などの撮影も実施して状況を確認することはできてございます。ただ、症状によって専門医による治療が必要なケースにつきましては、迅速に紹介状の作成等予約調整を行って、専門医のほうにつなげていくという状況で今実施してございます。

今後についてでございますけれども、レントゲン技師の必要性は十分に認識しております。今の介護医療院開設のときにもレントゲン技師実は探したのです。ただ、そういった該当者が見つからなかったという現状で今までできております。まずもって地域医療の提供を目的としていますので、医師の撮影のほかに週に一、二回程度レントゲン技師の撮影ができる方を今探して調整しているところでございます。週一、二とはならないかもしれないけれども、月に数回であれば勤務可能なレントゲン技師、今ちょっと話ししている最中でございますけれども、今月中に面談をいたして、双方の条件が合えば4月から勤務可能だという方がおりますので、この後また引き続きそういった調整を図ってまいりたいと考えております。

○5番（梅野史朗君） 多分レントゲン技師というのは必要なのは分かっているのので、探していたとは思っていましたが。その中で見つからなかったのだらうなというふうには思っておりましたが、今の答弁をいただきまして、月何回かなら来ていただけるというようなお話があるのであれば、その町民の方々も納得していただき、自分も海のまちに行ってみようというふうになろうかと思えます。前向きな検討をいただきましてありがとうございます。

以上です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後になりますけれども、一般質問、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の少子化対策について伺います。

今回の議会の質疑、答弁の中でも話題にしましたけれども、一昨年の出生数が年間2名と。今年度の出生数が6名と。余市を中心として近隣、北後志5か町村を見ても、仁木町や赤井川村と比較して古平、積丹の出生数というのは異常な状況に陥った状況です。その主たる原因の一つに古平高校の閉校というのがインパクトとして大きいと。それから、バスの減便、それから古平においては診療所の一時的な閉鎖のような状態と引き続く間に合わせ状態の診療の継続ということが非常に若い世代の将来に対して不安を与えてしまったと、そういうのが大きな要因の一つとして考えられると思います。

少子化対策として重要な項目を幾つか挙げました。今回の予算でも国保で未就学児童の均等割を廃止するというのもその一つでありますけれども、今まで町が実施している事業の中で5点ほど挙げました。幼児センター、保育料、それから給食費の無料化、それぞれ予算が計上されております。それから、就学援助基準を生保基準1.2倍から1.3倍へ引き上げてはどうか。それから、小中学校で教材費の父母負担がありますけれども、この無料化に向けて検討してはどうか。この父母負担の状況は、今議会初めて町側から提出しておりますので、実態が分かった次第です。それと、小中学校の就学援助から外れた児童生徒の給食費の無料化と。これも額が全て無料化すると幾らかというのは予算で示されています。そして、子ども医療費の無料化を現在高校生まで実施しているのを大学生、22歳まで拡大してはどうかと、検討してはどうかと考える次第ですが、町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の少子化対策についてご答弁申し上げます。

5点ほどございましたけれども、就学援助基準、小中学校の教材品の父母負担、それから小中学校の給食費の無料化については、教育長のほうで答弁させていただきます。

まず、私のほうから幼児センターの保育料、給食費の無料化についてでございますけれども、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化が開始されるに当たりまして、国におきまして3歳から5歳までの子供たちの食材料費については実費徴収を基本とする、これまでも保育料の一部として保護者に負担いただいていたところでございます。保育料は無償化と、食材料費については保護者に負担いただくという考え方はこれまでどおり示されました。古平町といたしましても国の基準に従いまして、3歳以上児の保育料は無償化、3歳未満の第1子のみ保育料は徴収して、それから食材料費につきましては国基準以下として、今のこの段階では国以上の軽減措置というのは考えてございません。

それから、子ども医療費の無料化を大学生まで拡大するという件でございますけれども、この点につきましては大学へ進学しない同年齢の方たちとの公平性の観点、あるいは大学生になると住所等の問題もございまして。そういったものを考えますと、なかなか事務的にも煩雑になり、不都合が出てくるのかなという気がいたします。また、時代として今成人年齢が18歳となった時代でもありますし、今現在では大学生までの拡大は考えておりません。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の一般質問に対して答弁させていただきます。少子化対策の口

とハとニ、まとめてお答えいたします。

現在町では少子化対策については、教育部門のみならず各種施策として包括的に取り組んでございます。今後も取り組んでいくつもりでございます。現在は、子ども医療費の助成、これは他町村に比べてかなり充実している取組でございます。また、教材費や給食費については、準要保護の制度でございますが、援助していることから、全体にわたっての部分に対しての無料化ということは現段階では考えてございません。

○3番（真貝政昭君） イからホに至る5項目について今答弁があったのですが、今回就学援助から外れた児童生徒の給食費助成について管内の様子を初めて資料として出されましたので、今後比較検討しながら少子化対策について考えていくという、そういう立場から、町側とこちら側の考えを提案し続けながら、よりよい方向に持っていきたいと思っています。何せ近年の児童生徒の様子でも野球を続けたくてもやれない状況に追い込まれているという親の切実な、子供もやりたいのにやれなくなってきているという状態を何としても打開していくという、そういう姿勢に立ってやはり少子化対策というのを考えていただきたいなと思う次第です。

次に、通学、通院者への助成について伺います。高校に通われている方たちのバス代、交通費の助成については、いつ頃から始まったかという余市紅志高校が開校したときから5年間は道が助成をして、その後町が助成を続けて現在に至っています。町が助成を始めた頃のバス定期代の様子と現時点での定期代を比較しますと、約5%ほど値上がりしている状況です。そういう状態にありながら助成額が同じというのは、実態に合わなくなってきていると思いますので、その検討をすべきではないかというのが1点で、それと道が助成をしていたときは道立高校が主な通学先でしたので、事務的な作業が高校で事務職員によって円滑にできたという経緯があります。それで、町に助成が移ってからは3か月ごとの償還払いということで、全額3か月分支払った後、そして申請をして助成金を受け取るという非常に保護者にとっては負担の大きい状態が続いています。それで、中央バスは、公共交通として国から助成をもらいながら、近隣の町村からも助成もらいながら運行している事業者ですので、利用客の便を考えるのであれば、中央バス会社側も何らかの方法で改善策を考えられるのではないかと思います。それで、今までそういうことを聞いたことはないのですが、町がバス会社と交渉して、そこら辺をうまく解決できるような、利用者がうまく解決できるような交渉をすべきではないかと思うのですが、見解を伺いたい。

それから、古平から余市方面のバス代は、年金生活者にとって大変重い負担になっています。この間ある70代の高齢者とお話ししたら、小樽の協会病院に毎月1回通っているのだけれども、何らかの手違いで目指すお医者さんに会えなかったということで空振り帰ってきたと、そういうお話をしていました。バス代とタクシー代をかけて、そして通院せざるを得ない患者さんもいるのです、古平では間に合わないということで。そういう方たちに対して助成というものが考えられないのだろうか、何らかの方法で。年金生活者は、今、年金額が減らされている状況です。これがさらに減らされる予定になることが見込まれています。何らかの方法で改善策を、対策を考えられないものかという思いで質問する次第です。

○町長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の質問2点あるかと思いますけれども、1点目の高

校への通学交通費助成につきましては、後ほど教育長より答弁させていただきます。

2点目の町外医療機関に受診している年金生活者へのバス代の助成でございますけれども、今本町でございます海のまちクリニック、常勤医2名と記念塔病院からの支援によりまして1次医療の確保ができてございます。町外の通院に対するバス代の助成は考えておりません。障害者あるいは要介護認定者等につきましては、いわゆる弱者につきましては、各種制度にてヘルパーや移動支援のサービスの利用等により安全に通院を確保しているところでございます。地域医療として町立診療所の充実を図ることで、まず私は高齢者等の受診に対する負担を軽減したいと考えております。先ほど特別会計組みましたけれども、私が思っていたよりまだ、診療報酬が年間3,000万ほどということですので、ぜひともこの1次医療で今の海のまちクリニックの患者を増やせたらなというふうに考えてございますので、その辺で高齢者の受診に対する負担を軽減してまいりたいと考えておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

○教育長（三浦史洋君） 通学者への助成ということで、高校への通学費、交通費助成ということでおっしゃる部分で、まず最初に真貝議員がおっしゃった5%値上がりしているというのは、私は調べていなかったもので、承知したいと思います。

ただいま現在余市町の高校へは月額7,500円、小樽市内の高校へは月額1万円を上限に補助しております。通学定期代に対してのどのぐらいの割合でというので、ざっくりですけども、約3分の1以上、3分の1より超えますが、4割は減りますが、約3分の1の金額を助成してございます。3か月ごとにということで、特に私の子供がいたときもお母さん方に聞くとありがたいと、これでお金が来るということでのそういうお話は聞いてございました。

続いての購入時に中央バスと交渉して助成金を差し引いた額というのは非常にいいように思うのですが、考えてみますと今の中央バスが大変だということで、国、道の補助金も来ても1,100万円ほどの赤になっていると。それに対しての古平町の割合が予算では170万円ほどという部分で大変なところだと。この方式でも事務上の手間がございまして、それだけの経費、中央バスがかける経費なり、たくさんの方のうちの古平町いつ来るかも分からないというのもございまして、またシステムの変更もあるのかもしれないという部分もあるとかなり負担をかけるようなものなので、私自身としてはこういうことを中央バスに言っていくのは本当にいけない。いけないです。あと、煩雑な部分は、定期券購入しまして本人途中でやめると、やめるというのか、その学校でなくて、払戻しを受けたいというときに、そのときにどうするかというのも問題になって、事務も煩雑になると思われますので、この件に関してはちょっとやっつけていくつもりはございません。

○3番（真貝政昭君） 面倒くさいということなのですね、平たく言えば。

それで、積丹町は、中央バスのこの高校生の通学助成というのは、対応は総務課なのです。それで、古平町の場合は教育委員会ということなのですけども、地域交通というのを対応しているところが町が中央バスに助成しているのは窓口が総務課になります。だから、中央バスとの交渉は総務課が手なれていると。言いたいことも言えるのでないかと。客を増やす上でもいいことでないか。年間十何万、20万、30万と交通費に負担をかけているよりは、余市に住んで余市の高校、小樽の高校に通ったほうがこれは便利なのだという親の思いで移動が始まっているというふうに想定します

と、これはあまり先延ばしにできないような状況になってきていると私は思っているのです。それで、最初の高校生の場合も、それから通院の患者さんの件も今回が初めての質問になりますので、これからも各自治体で、困っている自治体でどのような方策を考えているかというのを調査しながら、お互い検討を深めていきたいなというふうに思っています。

3番目の町内のタクシーの利用について伺います。タクシー会社で、又聞きなのですけれども、古平町の営業を縮小しまして、余市から毎日1台通いで古平に詰めるという、そういう方針が出されて、タクシー会社のほうが古平町、当時は前任者の方ですけれども、古平町役場のほうに訪れて報告しましたけれども、その後の議会での前任者の説明でも何らかの提案がタクシー会社から来たわけでもないような、そういうことをうかがわせるような報告でした。その当時は、夜の9時まで営業するという報告でしたが、今は7時になったら真つすぐ余市に帰ってしまう。余市に依頼しても来ないと。積丹、美国の会社に依頼してもなかなか古平の客には対応できない、しにくいような状況が続いていて、夜間営業のお店だとか、それからそういうところを利用されるお客さんから困ったなという声が聞こえていました。そういう利用客や、それからタクシーを夜間利用せざるを得ないような体調不良の場合もタクシー利用という点でも不安を抱えているという町民の方も伺いました。この際、タクシー会社がどのように考えているかよく分からないのですけれども、町がタクシー会社に一度お会いして、どういうことだったのか、それからどういう手だてがその当時提案されていたのか、いなかったのかということも含めてちょっと対応すべきでないかというふうに思っているのですが、町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 3点目の町内のタクシー利用についてでございますけれども、タクシーが7時までしか利用できないということは私も承知してございます。この経緯につきましては、つばめさんのほうからは一切そういった話はありません。一方的にさっき真貝議員おっしゃったように9時が7時になった、そういった経緯も来てございません。ただ、民間ですので、採算取れなければやっぱりそういう形になっていくのかなというふうには思っております。

こういった人口減少進んでいる中で、私はタクシーばかりでなくて、生活路線である中央バス、積丹線も今利用者は減ってきてございます。その辺で収支補填を行っている状況にあって、今の限られた財源考えますと、優先順位からいってまずは積丹線の維持に努めたいと現時点では考えております。ただ、私も飲み仲間からはよく言われます。タクシー何とかしろとは言われてございますけれども、現段階ではもう少し実態を見極めて、今後の検討課題として考えております。いよいよとなってきたら私のほうからつばめのほうに出向いて、そういった話を聞くということも必要かなと考えておりますので、そういった面でちょっとご理解いただきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 昼間はとにかく夜間のことを重点的に聞いているので、やはり対応して、ここの営業所を縮小するときの古平町側とのそういう対応と申しますか、町側の対応というか、そういうのが全く分からないので、当時のいきさつを含めてコンセンサスを深めていく必要があると思っております。これからもこの問題は町民から要望が出てくると思っておりますので、ご検討よろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。ちょうどいい時間になりましたので。

○議長（堀 清君） ありがとうございます。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第15、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 日程第16、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時11分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員